

ベリサイン セキュアメール ID 利用規約

日本ベリサイン株式会社(以下「日本ベリサイン」という)から発行されるベリサイン セキュアメール ID(以下「証明書」という)を申請、受領またはご利用になる前に、必ず本規約をお読みください。本規約に同意なされない場合、お客様(以下「利用者」という)は証明書を申請、受領または利用することはできません。証明書を受領または利用することにより、お客様は本規約の当事者となり、本規約の条項に拘束されるものとします。

第1条 定義

本規約中で使われている用語は、特段の定めがない限り、以下の意味を有するものとします。

「認証する」または「認証」(Authenticate or Authentication)とは、認証機関が次の事項を確認するための行為をいいます。(i) 利用者が、証明書申請で記載した電子メールアドレスの一部であるドメイン名を利用する権限を有すること、(ii) 利用者の所属する組織が実際に存在すること、(iii) 利用者の所属する組織が証明書申請を承諾したこと、および(iv) 利用者に代わり証明書申請を提出する人がその権限を付与されていること。

「認証機関」(Certification Authority)とは、VTN 内で証明書を発行、管理、取消し、更新する権限を付与された機関をいいます。

「証明書申請者」(Certificate Applicant)とは、認証機関に対し証明書の発行を要求する個人または組織をいいます。

「証明書申請」(Certificate Application)とは、証明書申請者(または証明書申請者から権限を付与された代理人)から認証機関に対して証明書の発行を要求することをいいます。

「危殆化」(Compromise)とは、紛失、盗難、漏洩、改ざんまたは不正使用等、秘密鍵のセキュリティを危険にさらすことをいいます。

「GPS」とは、<http://www.verisign.co.jp/repository/GPS/>から入手可能な、日本ベリサインの認証業務運用規程をいい、適宜修正されることがあります。

「デバイス」(Device)とは、負荷分散装置(ロード・バランサー)、SSL アクセラレータ等、ネットワーク上で電子データのある一地点から他の一地点または複数の地点へ迂回させるようなハードウェア装置またはソフトウェアアプリケーションをいいます。

「ドメイン」(Domain)とは、インターネットからアクセス可能なサーバやデバイスに割り当てられ、利用者が所有している、証明書に使用されているドメイン名、ホスト名、またはIPアドレスをいいます。

「NetSure プロテクションプラン」(NetSure Protection Plan)とは、ベリサインが提供する保証制度をいいます。

「依拠当事者」(Relying Party)とは、証明書またはデジタル署名に依拠して行為をなす個人または組織をいいます。

「依拠当事者規約」(Relying Party Agreement)とは、日本ベリサインが<http://www.verisign.co.jp/repository/rpa/index.html>にて公開している依拠当事者規約のよう

に、認証機関が使用する契約で、依拠当事者として行為をなす個人または組織に対する条件を定めたものをいいます。

「サーバ」(Server)とは、ウェブ、電子メール、ファイルまたはアプリケーションサーバ等のネットワークリソースを管理するネットワーク上のコンピュータまたはデバイスをいいます。

「サブジェクト」(Subject)とは、公開鍵に対応する秘密鍵の所有者をいいます。サブジェクトは、当該サブジェクトの証明書中に含まれる公開鍵に対応する明確な名称が割り当てられます。

「利用者」(Subscriber)とは、証明書のサブジェクトである装置またはデバイスを所有し、当該証明書を発行された組織をいいます。利用者は、証明書中に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を利用することができ、また利用する権限があります。

「VTN」とは、VeriSign Trust NetworkSMの略で、グローバルな公開鍵基盤をいいます。

第2条 証明書について

本条は、証明書申請にかかわる条件および日本ベリサインがお客様の証明書申請を承認した場合の、お客様の利用者としての証明書の利用条件を定めています。「証明書」は、電子的に署名されたメッセージで、利用者の公開鍵およびこれに関連する情報で日本ベリサインまたは日本ベリサインが権限を付与した機関が認証した情報を含みます。本規約に基づき提供される証明書は、日本ベリサインがVTN内で発行します。

お客様が所属組織に代わり申請する証明書は、VTN内で日本ベリサインクラス3組織向け電子メール証明書になります。クラス3組織向け証明書は、デバイスに対して発行され、認証、メッセージ、ソフトウェアおよびコンテンツの完全性検査のための署名ができます。クラス3組織向け証明書は、利用者である組織が実際に存在するかどうか、その組織が証明書申請を承諾したかどうか、および証明書申請者がその権限を付与されているかどうかを確認することにより、利用者の同一性を保証します。また、証明書は、当該証明書申請にドメインが記載されている場合、利用者がそのドメインを使用する権限を有することを保証します。

第3条 証明書申請手続き

お客様が購入した証明書に必要な認証手続きを完了した後、日本ベリサインはお客様の証明書申請を処理します。証明書申請の承認の可否は、日本ベリサインからお客様に通知されます。証明書申請が承認された場合、日本ベリサインが証明書を発行しますので、本規約に基づきご利用ください。お客様が証明書を取得またはインストールした場合、使用前にその記載内容を確認し、誤りがあった場合には直ちに日本ベリサインに通知しなければなりません。当該通知を受領した場合、日本ベリサインは、通知を受けた証明書を取消し、訂正した証明書を発行することができます。

第4条 使用制限

利用者は、自らの証明書を次の目的で利用することはできません。(i)他の組織のために、または他の組織の代理人として利用すること、(ii)証明書申請に記載した以外のドメインまたは組織名にかかわる秘密鍵または公開鍵の操作に利用すること、(iii)物理的に複数のサーバまたはデバイス上で同時に使用すること、または(iv)操作の失敗が身体もしくは生命に

対する損害または重大な環境破壊を直接生じさせる可能性がある核施設、航空航法・通信システム、航空交通管制システムまたは武器制御システムの運営などの危険を伴う状況下での制御装置として使用したり、フェール・セーフ機能が求められる方法で使用する こと。

第5条 失効

利用者が自己の秘密鍵またはその秘密鍵を保護している起動データの危殆化を発見したか、そう判断する理由がある場合、または証明書に記載された情報に誤りがあるか、変更があった場合、もしくは登録した組織名・ドメインを変更した場合、利用者は、その旨を日本ベリサインに直ちに通知し証明書の取消しを要請すると同時に、当該証明書に依拠しているか、または当該証明書を利用してサービスを提供し、もしくは当該証明書を参照し検証可能なデジタル署名に依拠している と合理的に予測しうるすべての者にその旨を通知しなければなりません。日本ベリサインは、お客様が合意した期日に支払をしない場合、その証明書を取消すことができます。日本ベリサインは、利用者が本規約に定める利用者の義務を履行しない場合、または利用者が VTN のセキュリティを危険にさらしたと日本ベリサインが判断した場合、利用者の証明書を取消すことができます。

第6条 取消しまたは有効期間満了時の義務

証明書の有効期限が満了するか、取消しが通知された場合、利用者は、その証明書をインストールしているサーバから永久に証明書を削除しなければならず、以後いかなる目的にもその証明書を使用してはなりません。

第7条 サードパーティサービスプロバイダ

日本ベリサインから購入したサービスに日本ベリサイン以外の第三者が提供するサービスを含む場合、日本ベリサインは証明書申請情報を当該第三者に開示する場合があります。また、当該第三者からお客様に対し直接または間接に連絡がある場合があります。日本ベリサインにおける個人情報保護の取り扱いにつきましては、ウェブサイトのプライバシーポリシーを参照してください。

(http://www.verisign.co.jp/repository/privacy/privacy_statement.html)

特に記載のない限り、日本ベリサイン以外の第三者のサービスに関する条件は、当該第三者からお客様に直接から提供されます。日本ベリサインはこれらに対し、いかなる保証も行わず、また責任を負いません。

第8条 事実表明および保証

8.1 日本ベリサインの事実表明および保証

日本ベリサインは利用者に対し、次の事項を表明し保証します。(i) 日本ベリサインが証明書を作成するときに相当な注意を払わなかったことにより、誤った情報が利用者の証明書に記載されていないこと、(ii) 利用者の証明書がすべての重要事項において CPS に準拠していること、および(iii) 日本ベリサインによる証明書の取消しサービスおよびリポジトリの利用が、すべての重要な点において CPS に適合していること。

8.2 利用者の事実表明および保証

利用者は日本ベリサインおよび利用者の証明書に依拠するすべての人に対し、次の事項を表明し、保証します。(i)利用者が証明書申請において日本ベリサインに提出した情報およびその時になした事実表明のすべてが正確であること、(ii)利用者が提供した証明書に記載するいかなる情報(電子メールアドレスを含む)も第三者の知的財産権を一切侵害していないこと、(iii)利用者が証明書申請において提出した情報(電子メールアドレスを含む)が違法な目的のために使用されたことはなく、将来においても使用されないこと、(iv)利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがその秘密鍵を占有しており、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がその秘密鍵にアクセスしたことはなく、将来においてもアクセスしないこと、(v)利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがソフトウェアまたはハードウェア・システムの所有者であり、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がそれらにアクセスしたことはなく、将来においてもアクセスしないこと、(vi)合法的かつ本規約に基づき認められている目的のためだけに利用者が自己の証明書を使用すること、(vii)利用者が証明書または証明書取消しリストなどを発行する認証機関としてではなく、最終利用者として証明書を使用すること、(viii)利用者の秘密鍵を使用して生成されるデジタル署名はすべて利用者自身のデジタル署名であり、そのデジタル署名が生成された時点で証明書が受領されており、当該証明書は有効期限が満了しておらず、または取消されていないこと、(ix)利用者が証明書を取得する条件として本規約に明確な同意を表明していること、および(x)利用者が日本ベリサインからの事前の書面による承諾なくしてVTNの技術実装の監視、干渉またはリバース・エンジニアリングを行わず、VTNのセキュリティを故意に危険にさらさないこと。さらに、利用者は、VTN内で発行されたデジタル証明書の情報に依拠するにあたり、意思決定をなすに十分な情報を得ていること、その情報に依拠するかどうかの決定につき利用者が単独で責任を負うこと、および利用者に適用される依拠当事者規約に基づく、依拠当事者としての義務を履行しなかった結果発生する法的責任を利用者が負うことを表明し、保証します。

第9条 サービスの料金、支払いおよび提供条件

利用者が購入した証明書および関連サービスの対価として、利用者は、サービスを選択した時点で、日本ベリサインのWebサイトに掲載される所定の料金を日本ベリサインに支払う旨を同意したことになります。本規約において明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。日本ベリサインが利用者に提供するサービスの更新は、所定の認証手続きの完了および更新時に適用される全ての料金の支払いなど、その時点の条件に従います。利用者のサービス更新日の30日以上前に、日本ベリサインから利用者にサービスの更新について事前に通知します。利用者は、自らの責任においてサービスの更新を確実なものとしてください。日本ベリサインは利用者または第三者に対し、サービスが更新されなかったこと等、本条に定められる更新に関係する責任を一切負いません。利用者は、本規約に基づき日本ベリサインが提供したサービスにかかわる消費税を支払うことに同意します。セットアップ料金が発生する場合は、日本ベリサインの

該当サービスの効力発生日が支払日となります。支払期日到来後の未払い金額に対しては、年 18.25% (1 年を 365 日の日割計算とする) の割合による遅延損害金を、日本ベリサインは請求することができます。

第 10 条 所有権

本規約に別段の定めがない限り、本規約で定める日本ベリサインのサービスに関する次の事項に関する権利(以下「日本ベリサインの知的財産権」という)は、日本ベリサインまたはそのライセンサーに帰属し、利用者は日本ベリサインの知的財産権に係る一切の権利を主張しないことに同意するものとします。(i) 商標、サービス・マークおよびロゴ(登録の有無を問わない)、(ii) 特許、特許出願および特許を取得しうるアイデア、発明または改良、(iii) 営業秘密、財産的価値を有する情報およびノウハウ、(iv) 現存するまたは将来発生する権利の分割、再発行、更新及び拡張、(v) 形状、画像、視聴覚物、文言、ソフトウェアなどの著作権(登録の有無を問わない)、および(vi) 本規約において定められる日本ベリサインのサービスに関連して使用され、開発され、包含され、具現化され、利用されるその他すべての知的財産権、所有権その他無体財産に関する権利。利用者は、日本ベリサインの知的財産権に対する権利が利用者に移転されないこと、および本規約において明示的に付与される権利を除き、日本ベリサインまたはそのライセンサーのサービスにおける一切の権利を、明示または黙示にかかわらず、取得しないことを確認します。利用者が派生物(利用者に提供された著作物に基づきなされた改良、修正、改変、翻訳、縮小、要約、拡大、収集、編集その他当該著作物を作り直すか、変換するか、適応させることによって得られるもの)を作成した場合、その派生物に対するすべての権利は、自動的に日本ベリサインまたはそのライセンサーに帰属します。日本ベリサインは利用者に対し、その派生物に関するいかなる権利も付与する義務を負いません。利用者は、日本ベリサインの知的財産権をリバース・エンジニアリング、逆アSEMBL または逆コンパイルしてはならず、また、日本ベリサインの知的財産権にかかわるソースコードを入手しようと企図してはなりません。利用者は、本規約の定める条件に基づき証明書を使用することができます。

第 11 条 本規約契約の変更

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、日本ベリサインが随時(i) 本規約を改定できること、および(ii) 本規約に基づき提供されるサービスの一部を変更できることに同意します。上記の改定または変更は、改定後の本規約またはサービスの変更事項が日本ベリサインの Web サイトに掲載されてから 30 日後、または利用者へ電子メールによって通知した場合はその時点で、有効となります。利用者は、日本ベリサインの Web サイトを定期的に関連し、最新版の本規約が掲載されているかどうかを含め、本規約の改定の有無を確認することに同意します。利用者が本規約の改定に同意しない場合、日本ベリサインに通知して、本規約をいつでも解除することができます。利用者の解除通知は、日本ベリサインがこれを受領して処理した時点で有効となります。本規約を解除しても、いったん支払われた料金は、返金されません。本規約の改定またはサービスの変更がなされた後、継続して日本ベリサインのサー

ビスを利用した場合、利用者は、その改定または変更を受諾し、これに拘束されることに同意したことになります。日本ベリサインの従業員、請負業者または代理人は、本規約を変更または修正する権限を付与されていません。

第 12 条 プライバシー

日本ベリサインは、利用者が利用者の証明書に記載するために提出した情報を証明書に記載します。また、日本ベリサインは、(a) 利用者の証明書およびその状態に関する情報を日本ベリサインの証明書情報のリポジトリで公開し、他のリポジトリからこの情報を利用できること、および(b) リポジトリから入手できる本規約に定められた目的のために当該情報を使用できるものとします。利用者は、日本ベリサインが、利用者から提供された情報を、利用者の証明書申請を処理する目的で、VTN 内の米国法人であるベリサイン・インクに送信することを承諾します。個人情報保護に関する詳しい情報は、日本ベリサインプライバシーポリシーを参照してください。

第 13 条 返金制度

利用者が証明書の対価を支払った後、何らかの理由により発行された証明書に満足できない場合、利用者は日本ベリサインに対し、証明書の発行から 30 日以内に限り証明書の取消しおよび返金を求めることができます。30 日経過後は、日本ベリサインが本契約に定める保証その他の重大な義務に違反した場合で、当該違反が利用者または利用者の証明書に関連していることが証明された場合にのみ、利用者は、証明書の取消しおよび返金を求めることができます。日本ベリサインは、証明書を取消した後、証明書に支払われた料金の全額を、利用者が指定する銀行口座への振込みにて利用者に償還します。利用者が払戻しを要請する場合は、日本ベリサインカスタマーサポート 044-520-7210 に連絡ください。返金制度については、<http://www.verisign.co.jp/repository/refund/index.html> も参照ください。

第 14 条 保証の排除

利用者は、日本ベリサインのサービスを自己の責任において利用することに同意します。さらに、利用者は、本規約に特段の定めがない限り、日本ベリサインのサービスがすべて「現状有姿」で提供されることに同意します。日本ベリサインは、明示であるか黙示であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性および第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約第 8 条に定める保証を除き、日本ベリサインは、提供するサービスが利用者の要件を満たし、そのサービスが中断せず、時宜にかないうち、安全または障害が発生しないことを保証せず、そのサービスを利用することにより生じる結果、または日本ベリサインのサービスを利用して取得する情報の正確性・信頼性についても保証しません。利用者は、日本ベリサインのサービスを利用して、資料またはデータをダウンロード等の方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。日本ベリサインは、利用者が第三者から購入する製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

第 15 条 免責

利用者は、日本ベリサインならびにその請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。(i)本規約または本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務の違反、(ii) 証明書申請において利用者がなした虚偽の不実表示、(iii) 利用者によって提供された一切の情報またはコンテンツから生じた第三者の知的財産権その他の 財産的権利の侵害、(iv) 証明書申請に重要な事実を記載せず、不実表示もしくは不作為が過失もしくは他者を欺く目的でなされた場合、または(v) 秘密鍵 を保護しないこと、信頼性の高いシステムを採用しないこともしくは秘密鍵の危殆化、紛失、漏洩、改ざんもしくは不正使用を防止するために本規約の条件に基づき必要とされる予防措置を講じないこと。日本ベリサインが第三者から訴えを提起され、またはそのおそれがある場合、日本ベリサインは利用者に日本ベリサインを免責する旨の確約書の提出を求めることができます。利用者が確約書の提出に応じなかった場合、日本ベリサインは、本規約に重大な違反があったとみなします。利用者が日本ベリサインのサービスを利用することに関連して第三者から何等かの申立てを受けた場合、日本ベリサインは、当該申立ての防御に参加することができます。この場合、日本ベリサインの弁護士費用は、利用者の負担とします。利用者は、単独で、すべての申立てから日本ベリサインを防御する責任を負います。ただし、申立てられた事項の解決については、日本ベリサインの事前の書面による同意が必要です。本条の定めは、本規約の解除または取消し後も 存続します。さらに、利用者は、依拠当事者として、日本ベリサインならびにその請負業者、代理店、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。(i)適用される依拠当事者規約に定められる 依拠当事者の義務を利用者が履行しないこと、(ii) 証明書に依拠することが特定の状況において合理的ではないこと、または(iii) 証明書の状態を調査して、有効期限が満了しているか、取消されたかどうかを確認しなかったこと。

第 16 条 責任の制限

16.1 NetSure プロテクションプランにおける責任の制限

NetSure プロテクションプランに従い日本ベリサインが負担することのある責任の上限は、同プランによりこれを定めるものとします。

16.2 その他の責任の制限

本 項は、債務不履行、不法行為、その他法律上の請求に基づく責任に適用されます。日本ベリサインは、NetSure プロテクションプランに基づき支払う場合を除き、逸失利益等の間接損害について一切責任を負いません。利用者および第三者が証明書を使用するか、証明書に依拠することにより被った損害について、日本ベリサインが負担することのある責任の上限は、適用される法律が認める範囲で、総額 10 万米ドル相当円とします。本項に定める責任の制限は、証明書に 関連するデジタル署名、取引または請求の数にかかわらず、同一とします。日本ベリサインは、各証明書につき、総責任限度額を超えて責任を負担する義務を負

いません。

第 17 条 不可抗力

本規約に定める支払いおよび補償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し(但し、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから5日以内)、(ii)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で30日間を超えて継続した場合、他の当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

第 18 条 輸出

利用者は、適用される法域の法令に違反して、利用者の証明書を含む商品を直接・間接を問わず、輸入、輸出または再輸出してはならないことを了解し、これに同意します。上記法令には、アメリカ合衆国(以下「米国」といいます)または日本の輸出管理規則等を含みます。特に、利用者は、(i)米国または日本の輸出管理規則において使用が禁止されているキューバ、イラン、イラク、リビア、スーダン、北朝鮮、シリアその他の国の国民または居住者、または(ii)米国財務省の List of Specially Designated Nationals または米国商務省の Table of Denial Orders に掲載されている者に証明書をダウンロードさせたり、輸出または再輸出してはなりません。利用者は、以上の記載に同意し、利用者が上記の国に所在せず、上記の国またはリストに掲載される国民または居住者ではなく、それらの支配下でないことを表明し、保証します。

第 19 条 分離可能性

利用者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部または一部が、無効または執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約のその他の条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、また適用される法律が認める範囲で、両当事者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。

第 20 条 準拠法

利用者と日本ベリサインは、本規約が、すべての点において日本法に準拠し、解釈されることに合意します。

第 21 条 紛争解決

本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は、日本ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条 NetSure プロテクションプランと期間

本規約に基づき発行される証明書は、NetSure プロテクションプラン (<https://www.verisign.co.jp/repository/netsure/index.html>) により保護されています。NetSure プロテクションプランは、一般的な契約上の損害を除く付随的または派生的損害について、同プランに定める限度額および限定的保証の範囲内で賠償します。なお、本規約の終了後1年以内に、利用者がNetSure プロテクションプランの定めに従って支払要求をしない場合、日本ベリサインは支払義務を負わないものとします。本条項は、本規約が効力を失った後も有効なものとします。

第 23 条 譲渡禁止

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはなりません。利用者の債権者が差押え等の手段を問わず、本規約に基づく利用者の権利における取得しようとした場合、日本ベリサインは、任意に本規約を解除することができます。

第 24 条 通知

利用者が、日本ベリサインに本規約に関する通知を行う場合は、書面により以下の住所宛てに送付されるものとします。

日本ベリサイン株式会社 法務部宛

〒104-0028 中央区八重洲 2-8-1

第 25 条 完全なる合意

本規約は、日本ベリサインと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し日本ベリサインと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証または表明に依拠してはなりません。条項の見出しは、参照の便宜のためだけに挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えないものでもありません。